

恵那市社会福祉協議会「ふれあい食事サービス事業」 実施要綱

(主旨)

第1条 ふれあい食事サービス事業（以下「本事業」という。）は一人暮らし高齢者や高齢者世帯への定期的な食事の支援と見守り、地域住民とのふれあいや地域住民同士が交流を高め、地域の連帯の輪を広げ、地域住民参加の福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 本事業の事務局は恵那市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）地域福祉課が行うものとする。

(運営)

第3条 本事業は地域の住民で組織されたグループや団体が主体となり運営し、恵那市社会福祉協議会支部（以下「支部社協」という。）は運営補助としての役割を持つ。

(種類)

第4条 本事業の運営形態は下記のとおりとする。

- (1) 配食型 市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯、障がい者等へ、弁当の配達と見守りを行う。
- (2) 会食型 公民館や集会所等で65歳以上高齢者を中心に食事の調理、参加者間の交流機会として会食を行う。

(登録)

第5条 本事業登録には以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 実施回数 本事業は毎月1回以上もしくは年12回以上活動を実施すること。ただし、感染症、食中毒等を考慮した中止の場合その限りではないものとする。
- (2) 会費 原則参加者へ自己負担金を義務とする。自己負担額は各団体によって決定する。
- (3) 開催場所 本事業の開催場所は調理に適した衛生的な場所を活用し、活動場所を市社協へ事前に申請する。
- (4) 実施期間 本事業の実施期間は4月から翌年3月までの一年間とする。ただし、年度の途中で登録があった場合、申請があった月から年度末までとする。
- (5) 提出物 本事業登録団体は決められた期日までに以下の書類を提出するものとする。

- ・ 申込用紙（様式1）、事業計画（様式2）
- ・ 事業・会計報告書（様式3）

(補助)

第6条 市社協は運営団体に対して以下の補助を行う。

- (1) 活動費 本事業開催日数に応じ以下の金額を助成する。
 - ・ 月1回又は年12回 120,000円

・月2回以上又は年24回以上 240,000円

ただし、4月から9月末までに登録した団体は上記金額の半額を助成額とする。なお、10月から3月に登録した団体は次年度4月から助成するものとする。ボランティアの保険加入については自己負担とする。

(2) 講師派遣料 市社協のサロン登録講師の派遣について、市社協と支部社協が協議し、認められた場合のみ講師料を市社協で負担する。講師料はふれあいいきいきサロンと同額とする。講師派遣料補助は年2回までとする。

(3) 食料品支援 市社協が実施するフードバンク、フードドライブ事業で集まった食料品を本事業登録団体から申請があった場合、市社協が協議し、食料品を提供する。

(4) 新規立ち上げ 本事業を新規で行う希望者からの相談があった際は市社協、支部社協が協議し立ち上げ支援を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。